

子育て世帯を応援します！



西予市出産世帯奨学金返還支援事業

概 要	経済的理由で出産を諦めることがないよう、奨学金返還を支援することで、子どもを持ちたい夫婦の経済的負担の軽減を図る。
対象世帯	令和6年4月1日以降に子どもを出生した夫婦の年齢が、次に該当すること 誕生日が令和6年4月1日から令和7年3月31日の場合 →当該乳児の出生時の年齢が夫婦共に年齢が満35歳以下 誕生日が令和7年4月1日以降の場合 →年齢制限なし
対象経費	対象期間内における奨学金返還に要する負担額 (繰上げ償還含む)
対象期間	母子健康手帳交付日から1歳に達する日の前日まで
補助限度額	1世帯当たり40万円(20万円×2人) ※夫婦各上限20万円 ※前年度に補助金を受給した世帯は、補助限度額から前年度に受給した補助金を差し引いて得た金額を限度とする

【対象となる奨学金】

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構の第一種及び第二種奨学金
- (2) 愛媛県又は県内市町の奨学金
- (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による貸付金のうち、支給対象乳児の父又は母の就学のために貸与された就学支度資金及び修学資金
- (4) その他市長が認める奨学金

【提出書類】

- (1) 奨学金等を返還したことを証する領収書等(返還した者の氏名、返還年月日、返還額等が確認できるものに限る。)の写し
- (2) 奨学金等の貸与機関が発行する返還計画の明細を確認することができる書類の写し
- (3) 母子健康手帳
- (4) 振込口座が確認できる申請者名義の預金通帳の写し

【申請期限】

令和8年2月27日(金)

※期限までに申請ができない場合はご相談ください



【問合せ先】

西予市福祉事務所子育て支援課 給付支援係 0894-62-6551